

1の② 自主的取組の推進と普及促進のためのインセンティブ措置について

検討の視点

- 報告書では、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を図るための誘導促進策の検討が提言されているが、報告書にある以下の措置についてはどう考えるべきか。
 - ア 事業者の自主的取組を促進するため、事業場における危険性・有害性の調査並びに自主的安全衛生計画の策定及び当該計画の実施・改善等を適切に行っており、安全衛生水準が高いと労働基準監督署長が認めた事業者に対しては、安衛法第88条に規定される機械等の設置、移転に関する計画の届出を適用除外としてはどうか。
 - イ 中小企業に対して、労災保険の特例メリット制度の適用を導入してはどうか。
 - ウ 企業名の顕彰、マネジメントシステムが確立されていることを表す標章使用の許容等を導入してはどうか。

1の② 自主的取組の推進と普及促進のためのインセンティブ措置について

検討会の提言の概要

マネジメントシステムが定着し、安全衛生対策を推進する体制が確立することにより、事業場内における労働災害の防止が自律性を持って推進されることが期待されることから、各事業場における積極的な導入を図るための誘導促進策を検討することは有益である。第10次の労働災害防止計画においても、インセンティブ措置の在り方の検討と導入が掲げられている。

インセンティブ措置としては、マネジメントシステムが確立し、安全衛生水準が高いと認められる事業場について、

- ① 自律的な安全衛生管理が定着しており、危険・有害性の調査等が確実に実施されることから、行政機関が事前にチェックを行う仕組みである労働安全衛生法第88条に規定される機械等の設置、移転に関する計画届を事後のチェックに変更する等の法令上の措置に関する措置
- ② 中小企業に対しては、自律的な安全衛生管理の導入の促進を図るために、労災保険の特例メリット制を適用する等の経済的な措置
- ③ 企業名の顕彰、マネジメントシステムが確立されていることを表す標章使用の許容等の社会的な評価に関する措置

が考えられる。

労働災害防止計画（抄）

1. 計画のねらい

(1) 基本的考え方

ア 労働者の安全と健康の確保

労働者の安全と健康を確保することは、最も重要な国民的課題の一つである。

事業者は、労働者の安全と健康を確保する本来的な責務を有しており、この観点から、労働安全衛生関係法令に規定された最低基準としての労働災害防止措置を履行するだけでなく、自主的な安全衛生活動を体系的かつ積極的に展開し、職場内のリスクの確実な低減に取り組む必要がある。また、労働者も業務に関する知識等の維持、向上を図ることにより職場における安全と健康の確保を自らの問題として捉え、事業者の行う安全衛生活動に主体的に参画していくことが求められる。

(3) 本計画の基本方針

本計画は、以上の基本的考え方に基づき、社会経済情勢等の変化を踏まえ、すべての働く人々の安全と健康の確保の実現を目指して、次に示す基本方針に立って策定したものである。

エ リスクを低減させる安全衛生管理手法の展開等

現下の経済環境は依然として厳しいが、いかなる社会経済情勢であろうとも、労働者の安全と健康の確保は企業経営において最も優先されるべき事項の一つであり、企業内に組織と個人が安全を最優先する「安全文化」を根付かせ、自律的に労働安全衛生対策が企業内で推進される仕組みの確立を図ることが必要である。また、企業内には様々な種類の安全衛生に係るリスクが存在し、かつ、頻繁に変化していることから、リスクを減少させることが基本的な対策である。

このため、事業者が労働者の協力を得て、「計画－実施－評価－改善」のサイクルにより、リスクを評価し、そのリスクを低減させるための改善措置を実施し、安全衛生水準の段階的向上を図る労働安全衛生マネジメントシステムの事業場への導入を推進する。

また、機械設備等については、それらを製造・輸入する事業者がリスクを的確に把握し、そのリスクを合理的かつ体系的に低減した上で、残存リスク等の情報とともに使用する事業者へ提供される仕組みの普及を図る。これを受けて、実際に使用する事業者が、調達した機械設備等について、使用状況に合わせた安全衛生対策を講じることにより残存リスクを低減させるとともに、リスク等の情報が機械設備等を取り扱う労働者に伝達される仕組みの普及を図る。

4. 労働災害防止を推進する上での課題

労働災害防止を推進する上での主要な課題は、次のとおりである。

(3) 転換期の産業社会における安全衛生面の課題

ウ 規制改革への対応

（略）

労働安全衛生関係法令は、労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生に関する規制であり、その実効性を確保する観点から、最低基準である労働災害防止措置の履行確保に加えて、事業者による自主的なリスク低減の取組を評価する仕組みを組み込むことについても配慮する必要がある。

(4) 安全衛生管理をめぐる課題

ア 新しい安全管理手法の普及の必要性

長期的には労働災害が大幅に減少する等の成果が得られてきたが、依然として危険有害な職場環境の改善が進んでいない事業場も少なくなく、無災害を継続している事業場においてもリスクが存在していることからその低減化をさらに図っていく必要がある。また、事業場内の多様なリスクへの対応、就業形態の多様化等を踏まえた的確な安全衛生管理の推進も必要である。

このため、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」及び同指針を踏まえた業種別の「労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」等に基づき、「計画－実施－評価－改善」のサイクルによるリスクの評価、安全衛生水準の確保・向上を進めるシステムの普及・定着を図る必要がある。

7. 安全衛生管理対策の強化

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進

労働災害のリスクを合理的かつ体系的に減少させ、また、安全衛生管理のノウハウの的確な継承を図るため、さらに、就業形態の多様化等により、事業場において指揮命令系統が異なる労働者の混在が高まる中で、的確な安全衛生管理を進める仕組みとして、労働安全衛生マネジメントシステムは有効である。したがって、業種、企業規模等に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を積極的に推進する。

労働安全衛生マネジメントシステムの普及定着を促進するため、事業者の意欲を高める観点から、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づくシステムが適切に導入され、かつ、安全衛生水準の段階的向上のためシステムが適切に運用されているかを、事業場からの求めに応じ外部から確認することのできる仕組みの導入を検討する。

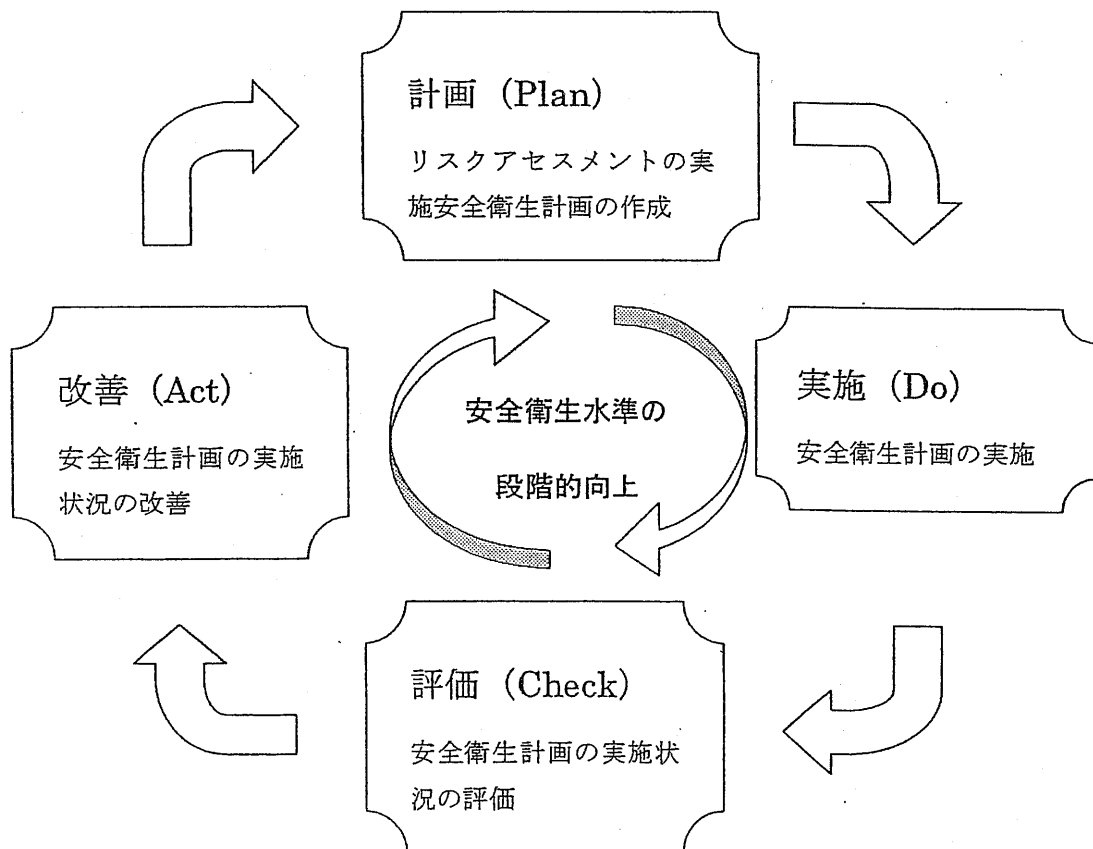
また、事業場がリスクアセスメントを効果的に実施するためのマニュアルを業種別に策定し、その普及を図ること等により、中小規模事業場の自律的な安全衛生管理の促進を図る。

さらに、自律的な安全衛生管理が定着し、安全衛生水準が優良な事業場に対しては、事業者の安全衛生管理活動を促進させるためのインセンティブ措置の在り方等を検討しその導入を図る。

労働安全衛生マネジメントシステムについて

事業者が表明する安全衛生方針に基づき、「計画→実施→評価→改善→
(計画)」という一連の過程 (PDCA サイクル) を定めて、組織的、継続的に実施する安全衛生管理の仕組み

- ・ ILO のガイドラインが労働安全衛生マネジメントシステムの国際基準
- ・ PDCA サイクルの適切な実施により、労働災害の潜在的危険性が着実に低減され、安全衛生水準が向上

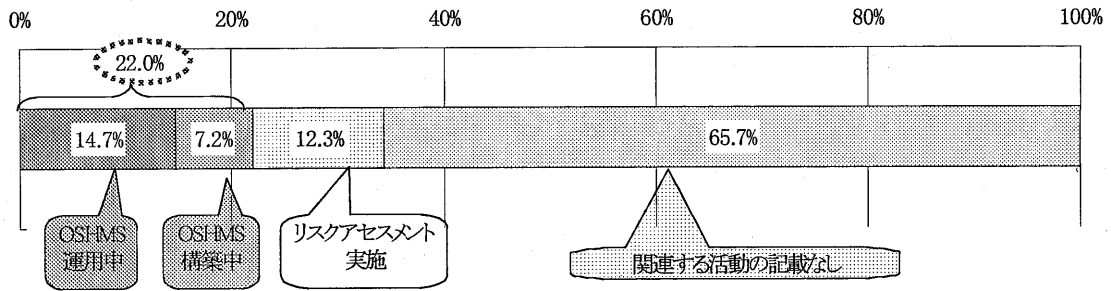


国内のマネジメントシステム導入状況

1 製造業（大規模製造業における自主点検結果による）

総計 279 事業場（集計対象 1,269 事業場中の 22.0%）で OSHMS を運用中又は構築中。

- 集計対象は、原則として 500 人以上（一部 300 人以上）の製造業の事業場
- 総括安全衛生管理者の見解を記載する欄の「事業場の安全活動の現状」又は「安全水準の向上のために特に取り組んでいる事項」において、OSHMS に関連する記載のあったものを計上



2 建設業（平成 15 年 3 月建災防調べ）

構築完了又は構築中 約 400 店社

構築完了	企業店社数	210 店社
構築中	〃	185 店社
（その他 構築検討中	〃	583 店社）

3 その他

(1) OSHMS 促進協議会による調査（平成 16 年 3 月）

構築し、実施運用中 94 事業場（調査対象 351 事業場中の 26.8%）

